

地方行財政改革の推進関係 参考資料

＜全般的事項＞

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方団体の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について地方団体の理解と協力を得ることが必要

＜「地方行財政サービスの地域差」について＞

（各分野における将来見通しについて）

- 社会保障分野における将来見通しについては、地方の社会保障関係費は、国の制度に基づく部分が大半を占めていることから、まずは所管省庁において最新の状況に基づく推計を行うことが前提条件
- 地方団体の有する全ての公共施設等の維持管理・更新にかかる将来見通しについては、施設分野ごとに所管省庁が示すガイドライン等に基づき、各団体において個別施設計画が策定され、経費の見通しが明らかにされることが必要

（地方団体の基金について）

- 地方団体は、財政支出の節減等に努めながら、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて基金の積立てを行っていることから、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは不相当であり、地方の理解も得られない

（重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費について）

- 地方財政計画上、まち・ひと・しごと創生事業費として確保された財源は、地方交付税の算定において、社会福祉費等の具体の算定項目とは別に、これらに上乗せする形で分野横断的に算定。さらに、地方交付税は用途に制限のない一般財源であることから、各地方団体の決算において、まち・ひと・しごと創生事業費の分だけを取り出して成果を把握することはできない。

※重点課題対応分についても同様

- 「高齢者の生活支援等の地域を支える仕組みづくりの推進」、「自治体情報システム構造改革の推進」及び「森林吸収源対策の推進」については、「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って、着実に実施

<「地方行財政サービスの地域差」について（つづき）>

（財政力等の格差について）

- 制度所管省庁における地方単独事業の実態把握の状況も踏まえながら、一般行政経費（単独）の決算情報の「見える化」を推進。あわせて、地方法人課税の偏在是正など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することも必要

<「優良事例、先進事例の横展開の加速」について>

（自治体のプラットフォーム形成支援について）

- 自治体による業務改革については自主的な取組として行われることが必要であり、総務省はこれを支援
複数自治体による業務改革の自主的な事例研究等の取組については、事例収集、情報提供を行うことにより、他の地域への波及を進める

（地方交付税におけるトップランナー方式について）

- 民間委託等の実施率や窓口業務改革等の歳出効率化効果について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施
- 地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要
- 地方交付税におけるトップランナー方式の進め方については、引き続き、現在の「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って適切に対応

<「地方公営企業等の抜本改革」について>

(公営企業について)

- 各公営企業における経営体制に関して管理者設置の有無などの情報を公表しているほか、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による公営企業の「見える化」を推進
- 外部人材の活用について制度的な制約はなく、その実施は任命権者において適切に判断すべきもの（国による成果指標の設定にはなじまない）
- 広域化等の実現には10年前後の長い時間とプロセスを要する事例が多く、数年単位での数値目標を設定したとしても各地域での主体的かつ円滑な広域化等に係る検討の促進にはつながらないため、昨年12月の「経済・財政再生アクション・プログラム」において進捗検証の指標として「広域連携に取り組むこととした市町村数」をKPIとして設定
- 民間病院による医療提供が困難なへき地等の不採算地区以外の公立病院においても、その経営に伴う収入のみをもってその経費をまかなうことが困難である救急、周産期、小児医療等の不採算・特殊部門等について、他会計からの繰出しが必要
- 現在、地域医療構想を踏まえた新公立病院改革プランに基づく取組が進められており、それらを通じて経営の効率化や再編・ネットワーク化等が図られることから、総務省としてフォローアップを進める

(公立大学について)

- 今後の高等教育全体の在り方や全国的な大学改革・再編等については、文部科学省等において検討されているため、これらの大学全体に関する議論の進展を踏まえて、公立大学についても検討することが必要